

情報ステーション



師走号



2011 DEC by T's office

2012年（平成24年）税制改正大綱が10日深夜に発表されました。かなりの項目が積み残しとなり、改正は小規模なものとなりました。注目されていた相続税の基礎控除縮減による増税も見送りとなりました。今後のポイントは消費税の増税論議です。数年後には10%となることは避けて通れないと思われまます。今から準備しておきましょう。

相続税の課税強化は見送り！

現在、相続税の基礎控除は5000万円+1000万円×法定相続人数となっています。これが縮減されることに23年税制改正大綱で盛り込まれましたが、震災の影響もあり見送りとなっていました。24年分でも結局は議論先送りとなりました。しばらくは前述の基礎控除となりますのでお間違えのないように。また、生命保険金の非課税枠は現在、500万円×法定相続人数となっています。これも課税強化の方向で進んでいきましたが、先送りとなりました。

養子縁組による相続税の節税効果

相続税の基礎控除は前述のように5000万円+1000万円×法定相続人数となっています。法定相続人数には養子縁組をした子を一人まで含めることができます。例えば、長男の妻を養子にする。家業の継承者となる孫を養子にする。などが考えられます。現行では養子縁組をすることによって基礎控除が1000万円増えますので遺産が基礎控除を上回る方は一定の節税効果が出ます。養子縁組をする場合は市役所への届け出が必要です。事前に市役所へお問い合わせください。

税務調査のポイント第2回

①食事代について・・・交際費、少額交際費、会議費、福利厚生費、いずれの科目で処理する場合でも、参加者の氏名を領収書の裏面等に記入して下さい。記入がない場合、税務調査の際、あらぬ疑いをかけられることとなります。②贈答品について・・・お歳暮等の贈り物や商品券等を贈る場合は配送控えや領収書等に送り先の名前を記入して下さい。特に多額の商品券等を贈る場合は注意が必要です。また、社員にお歳暮として商品券等を贈ると給与とみなされて源泉所得税が課税されます。合わせて注意して下さい。